

建築物石綿含有建材調査者 受講資格要件及び提出書類の一覧表

分類	受講資格要件	申請書添付書類	事業者証明
1	石綿作業主任者技能講習を修了した者	石綿作業主任者技能講習修了証の写し (表裏)	不要
2	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者	卒業証明書(原本)又は 卒業証書(学位記)の写し	建築業務従事歴の証明 (受講申込書に記載)
3	学校教育法による短期大学(修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。二において同じ。)、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者		
4	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者(ハに該当する者を除く。)		
5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して七年以上の実務の経験を有する者		
6	建築に関して十一年以上の実務の経験を有する者		
7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して五年以上の実務の経験を有する者	特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し(表裏)	石綿調査業務従事歴の証明書 (受講申込書に記載)
8	建築行政に関して二年以上の実務の経験を有する者	行政官庁による該当業務従事歴証明書	
9	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して二年以上の実務の経験を有する者		
10	労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者		
11	労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者		
12	第一種又は第二種作業環境測定士として、建築物石綿含有建材調査に関し五年以上の実務経験を有する者	作業環境測定士登録証の写し(表裏)	石綿調査業務従事歴の証明書